

町立幼稚園の早朝預かり保育実施について

～令和7年7月22日から、在園している園児対象に早朝の預かり保育が始まります～

＜ 利用対象者 ＞

- ・町立幼稚園に通園する園児（ただし年少クラスは5月から）
- ・理由により教育時間外の預かり保育を希望する場合

＜ 申請の流れ ＞

※利用するには申請・認定が必要です！

- ①申込書を提出します ②承諾事務を行います ③承諾通知書を受取ってください



幼稚園へ申請



教育委員会



幼稚園にて受取

＜ 預かり保育実施日時等 ＞

○幼稚園の開園日・・・月曜日から金曜日
※次の日は実施しない。

- ・土日祝日
- ・春季休業日（4月1日～4月3日）
- ・夏季休業日（教育委員会が指定した日）
- ・冬季休業日（12月29日～1月3日）
- ・その他、園が指定した日

○預かり保育時間

- ・通常保育日・・・幼稚園の教育時間終了後から午後6時まで
- ・長期休業日・・・午前8時30分から午後6時まで
- ・早朝（通常保育及び長期休業日）・・・

新設

午前7時30分から午前8時30分まで

＜ 預かり保育料について ＞ ※預かり保育期間は1日単位の実施とします。

下記保育認定要件に該当する場合 無償

＜保育認定要件＞

※申請時に証明する書類が必要です。

- ・就労（保育実施時間に労働または通勤していること）
 - ・就学（職業訓練含む）
 - ・求職活動中
 - ・起業準備等
 - ・親族の介護・看護等
 - ・災害復旧
 - ・産前産後（各8週）
 - ・保護者の疾病・負傷・障害等
 - ・DV等
- ほか

左記以外の場合 1日あたり

- ①通常保育日
教育時間終了から午後6時まで 400円
- ②長期休業日
午前8時30分から午後6時まで 800円
- ③早朝（通常保育日及び長期休業日）
午前7時30分から午前8時30分まで 200円
午前8時から午前8時30分まで 100円



別途負担
（教材費+おやつ代等）

負担額については各園を通じてお知らせします。

